

一管区水路通報第 3 3 号

令和 8 年 8 月 2 8 日

第一管区海上保安本部

第 5 1 6 項	北海道南岸	函館港 救難訓練
第 5 1 7 項	北海道南岸	函館港南方～襟裳岬北西方 . . . 海洋調査
第 5 1 8 項	北海道南岸	内浦湾、落部漁港 灯台光達距離変更 (予告)
第 5 1 9 項	北海道南岸	苫小牧港南東方 灯台光達距離変更 (予告)
第 5 2 0 項	北海道西岸	稚内港 潜水作業
第 5 2 1 項	北海道西岸	稚内港 花火打上げ
第 5 2 2 項	北海道西岸	利尻島南南西方～瀬棚港西方 . . 観測訓練
第 5 2 3 項	北海道西岸	石狩湾港及び付近 水路測量
第 5 2 4 項	北海道西岸	石狩湾港 潜水調査
第 5 2 5 項	北海道西岸	小樽港 海上行事
第 5 2 6 項	北海道西岸	神威岬南南西方 灯台光達距離変更 (予告)
第 5 2 7 項	北海道西岸	岩内港 灯付浮標撤去作業
第 5 2 8 項	北海道西岸	江差港北北東方 灯台光達距離変更 (予告)
第 5 2 9 項	北海道西岸	松前小島 灯台復旧

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

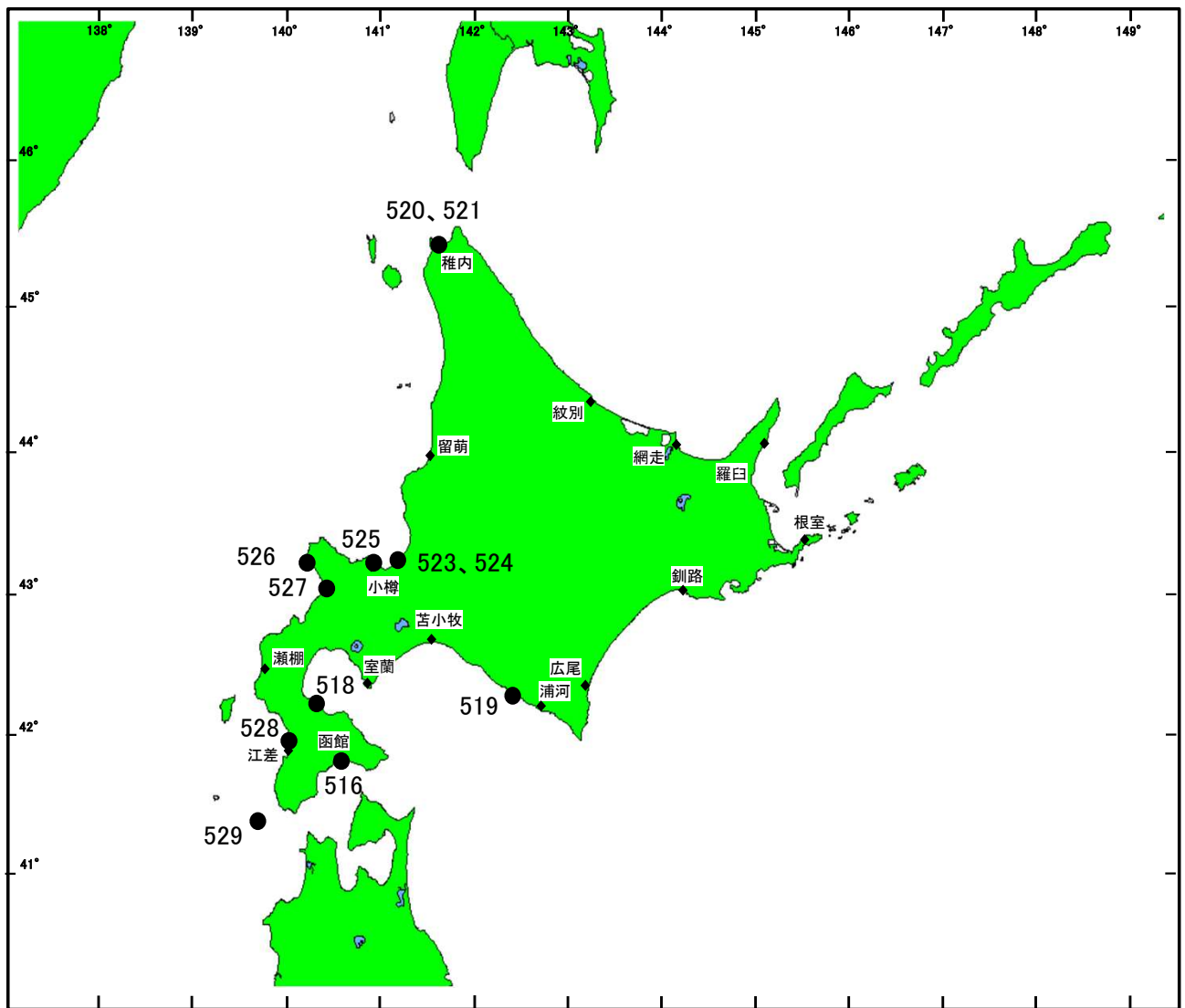
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ517、522項については各項を参照ください。

8年516項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

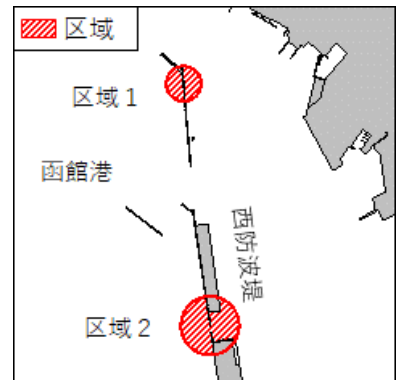
期 間 令和8年9月2日、5日～11日、16日、18日、20日、25日、28日、29日
1045～1145、1400～1630

区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内
2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
を中心とする半径250mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W 6

出 所 函館航空基地



8年517項 北海道南岸 — 函館港南方～襟裳岬北西方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

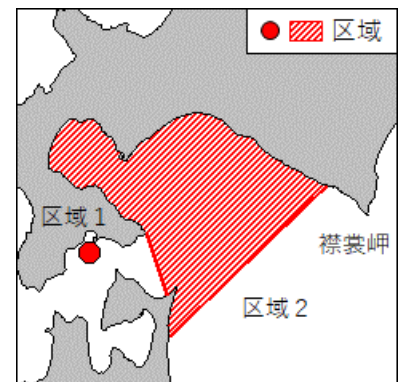
期 間 令和8年9月7日～11日

区 域 1 下記地点付近
(1) 41-40.0N 140-40.0E
2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
(2) 42-08.0N 142-52.0E (岸線上)
(3) 41-05.0N 141-24.0E (岸線上)
(4) 41-22.0N 141-23.0E (岸線上)
(5) 41-48.6N 141-11.0E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W 4 3

出 所 函館水産試験場



8年518項 北海道南岸 — 内浦湾、落部漁港 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和8年9月11日

灯台名称 落部港東野北防波堤灯台

位 置 42-13.3N 140-23.6E

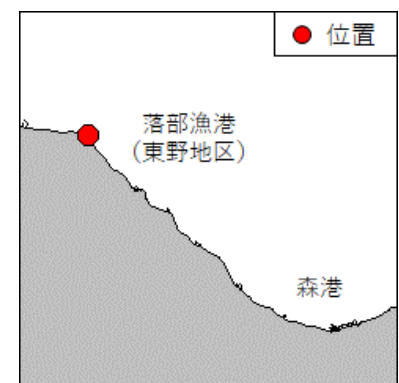
光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 4海里

海 図 W 1 7

参照書誌 411 0048.7番

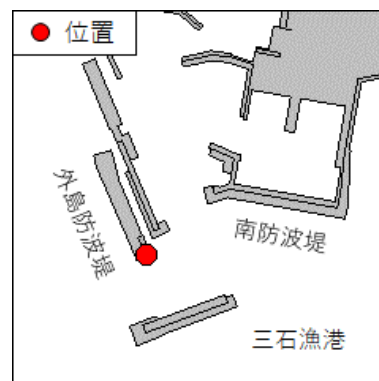
出 所 第一管区海上保安本部



8年519項 北海道南岸 ― 苫小牧港南東方、三石漁港 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

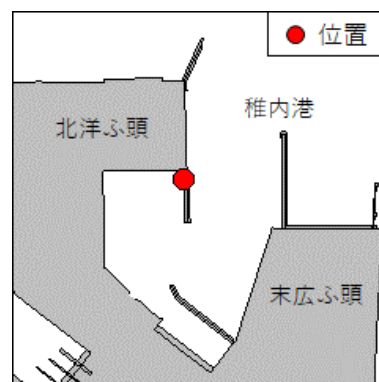
変更予定日 令和8年9月24日
灯台名称 三石港外島防波堤灯台
位 置 42-14.7N 142-32.9E
光達距離 (変更前) 3海里
(変更後) 5海里
海 図 W30 (三石漁港)
参照書誌 411 0108番
出 所 第一管区海上保安本部



8年520項 北海道西岸 ― 稚内港 潜水作業

下記位置で、潜水士による験潮所の清掃作業等が実施される。

期 日 令和8年9月1日～11日のうち1日 日出～日没
位 置 下記地点
45-24-28.1N 141-41-07.1E
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W1041 (分図「内港」)
出 所 稚内港長



8年521項 北海道西岸 ― 稚内港 花火打上げ

図に示す区域で、花火の打上げが実施される。

期 間 令和8年9月25日 1900～2000（花火打ち上げ終了まで）
備 考 警戒船配備
海 図 W1041 (分図「内港」)
出 所 稚内港長



8年522項 北海道西岸 — 利尻島南南西方～瀬棚港西方 観測訓練

下記区域で、南極観測船「しらせ（12,650t）」による観測訓練が実施される。

期 間 令和8年9月24日 日出～日没

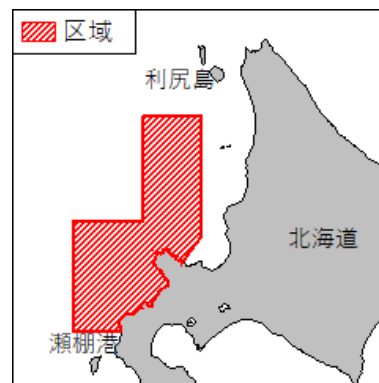
区 域 下記8地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 44-45.0N 140-10.0E
- (2) 43-40.0N 140-10.0E
- (3) 43-40.0N 139-10.0E
- (4) 42-30.0N 139-10.0E
- (5) 42-30.0N 139-50.5E（岸線上）
- (6) 43-14.2N 140-44.1E（岸線上）
- (7) 43-30.0N 141-00.0E
- (8) 44-45.0N 141-00.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41-W11

出 所 第一管区海上保安本部



8年523項 北海道西岸 — 石狩湾港及び付近 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和8年11月30日まで 日出～日没

海 図 W7-W28

出 所 第一管区海上保安本部



8年524項 北海道西岸 — 石狩湾港 潜水調査

図に示す区域で、作業船及び潜水士による潜水調査が実施される。

期 間 令和8年9月24日～10月30日（予備日を含む） 日出～日没

備 考 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年525項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 海上行事

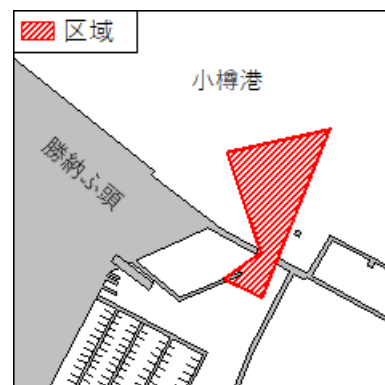
図に示す区域で、カッターの体験乗船が実施される。

期 間 令和8年9月19日 1050～1200

備 考 警戒船配備

海 図 W5

出 所 小樽港長



8年526項 北海道西岸 — 神威岬南南西方 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和8年9月14日

灯台名称 川白港新西防波堤灯台

位 置 43-13.0N 140-19.6E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W28

参照書誌 411 0591番

出 所 第一管区海上保安本部



8年527項 北海道西岸 — 岩内港 灯付浮標撤去作業

下記位置で、作業船及び潜水士による灯付浮標の撤去作業が実施される。

期 間 令和8年9月14日～11月30日 日出～日没

位 置 下記3地点

(1) 42-59-54.7N 140-31-05.7E

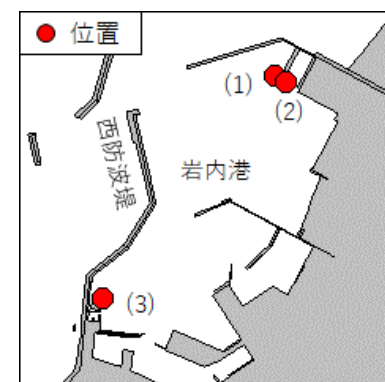
(2) 42-59-53.7N 140-31-08.0E

(3) 42-59-18.1N 140-30-27.1E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W39 (岩内港)

出 所 小樽海上保安部



8年528項 北海道西岸 — 江差港北北東方 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和8年9月10日

灯台名称 檜山泊港西防波堤灯台

位 置 41-53.5N 140-08.1E

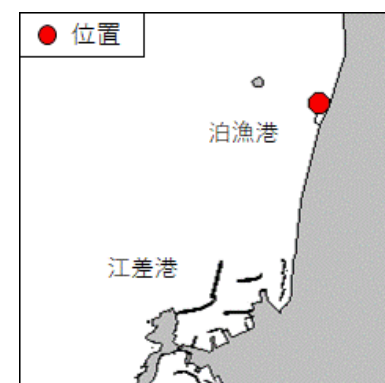
光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W11

参照書誌 411 0623.5番

出 所 第一管区海上保安本部



8年529項 北海道西岸 — 松前小島 灯台復旧
一管区水路通報8年25号397項削除

下記灯台は、復旧している。

灯台名称	小島港北防波堤灯台
位 置	41-21.7N 139-49.0E
備 考	同位置に設置されていた仮灯は撤去されている
海 図	W10
参照書誌	411 0643. 2番
出 所	函館海上保安部

